

第8章 関連文化財群

1. 関連文化財群の考え方

「関連文化財群」とは、地域の多種多様な宝物を、歴史文化の特性に基づいて一定のまとまりとして捉えたものです。まとまりを持って扱うことで、未指定文化財についても価値付けが可能となり、また、相互に結びついた宝物の多面的な魅力を明らかにすることができます。

三春町では、現在、少子高齢化や人口減少が進行しており、宝物の価値を把握し継承する人材が不足しています。宝物の所有者や保護関連団体等は、少ない支援の中で保存・活用に取り組んでおり、困ったことやわからないこと、悩み等があった際に関係者同士のつながりや相談できる機会がなく、一人で課題を抱え込みやすい状況です。

第5章の将来像にも示したように、三春町では、宝物の保存・活用に関わる関係者が個々で課題を抱え込まず、支え合って解決していくことを目指します。そのために、宝物を群として捉えて、関係者間で課題の共有を行い、網羅的な調査やより効果的な支援、多面的な魅力の発信を行うものとして、関連文化財群を設定します。

三春町の歴史文化の特性を表し、各地域で保存・活用の必要性・緊急性が高い宝物として、三春滝ザクラに代表される桜や、地域で受け継がれる寺社の建造物や美術工芸品、年中行事や祭礼があります。今期（令和8(2026)～12(2030)年度）は、これらに関して3つの関連文化財群を設定します。

次期以降は、歴史文化の特性に基づき、今期で調査する近隣市町の宝物も対象に含めて、新たな関連文化財群の設定を検討します。

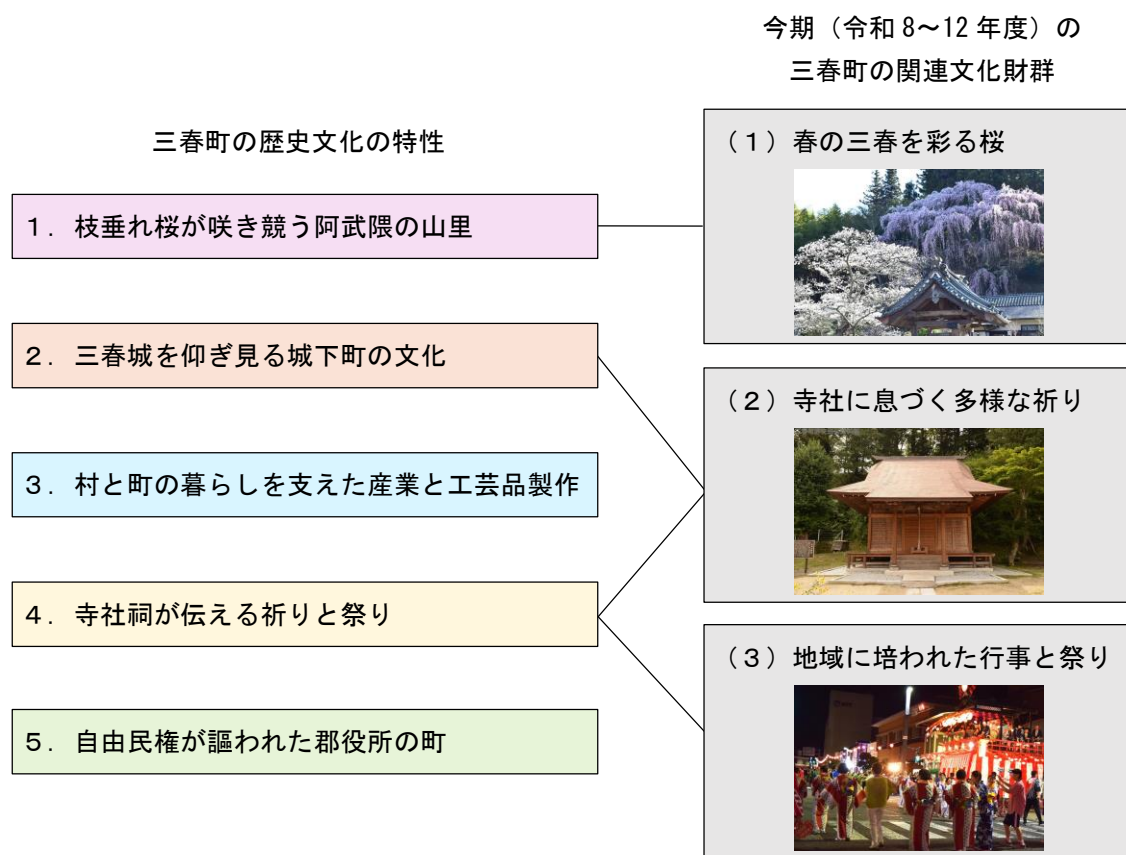


図 8-1：三春町の歴史文化の特性と関連文化財群の関係

2. 三春町の関連文化財群

(1) 春の三春を彩る桜

概要

阿武隈の山間に開かれた三春町は、春の訪れとともに、三春滝ザクラをはじめとしたベニシダレザクラを中心に、たくさんの桜が里山のあちらこちらで咲き競い、「三春」の春を象徴する風景が創出されます。

ストーリー

江戸時代、三春藩主から保護され、都の公家たちが競って和歌を詠んだ三春滝ザクラ。三春の人々は、滝ザクラのような桜を身近に置きたいと願って、屋敷や近くの寺社、墓地などに苗木を植えて育てました。先人たちが願い、育てたあげたベニシダレザクラの古木は、苗木の生産や植栽技術によって未来に伝えられ、桜の里・三春が継承されます。



写真 8-1：福聚寺桜

群を構成する宝物一覧

番号	名称	類型	指定等
1	さくらの公園	記念物(名勝地)	未指定
2	三春滝ザクラ	記念物(植物)	国指定、緑の文化財
3	八十内公園のかもん桜	記念物(植物)	町指定、三春さくらの会指定名木
4	南成田の大桜	記念物(植物)	町指定、緑の文化財、三春さくらの会指定名木
5	成田神社の種まきザクラ	記念物(植物)	未指定、緑の文化財、三春さくらの会指定名木
6	お城坂枝垂桜	記念物(植物)	未指定、三春さくらの会指定名木
7	桜谷枝垂桜	記念物(植物)	未指定、三春さくらの会指定名木
8	福聚寺桜	記念物(植物)	未指定、三春さくらの会指定名木
9	和みの桜	記念物(植物)	未指定、三春さくらの会指定名木
10	光岩寺桜	記念物(植物)	未指定、三春さくらの会指定名木
11	常楽院桜	記念物(植物)	未指定、三春さくらの会指定名木
12	高木神社の桜	記念物(植物)	未指定、三春さくらの会指定名木
13	神山の桜	記念物(植物)	未指定、三春さくらの会指定名木
14	平堂壇の桜	記念物(植物)	未指定、三春さくらの会指定名木
15	戸ノ内桜	記念物(植物)	未指定、三春さくらの会指定名木
16	天神桜	記念物(植物)	未指定、三春さくらの会指定名木
17	栃久保の種蒔桜	記念物(植物)	未指定、三春さくらの会指定名木
18	今朝三桜	記念物(植物)	未指定、三春さくらの会指定名木
19	堤桜	記念物(植物)	未指定、三春さくらの会指定名木
20	弘法桜	記念物(植物)	未指定、三春さくらの会指定名木
21	田村家枝垂桜群	記念物(植物)	未指定、三春さくらの会指定名木
22	龍光寺桜	記念物(植物)	未指定、三春さくらの会指定名木
23	柴原観音桜	記念物(植物)	未指定、三春さくらの会指定名木
24	夫婦桜	記念物(植物)	未指定、三春さくらの会指定名木
25	込木地蔵桜	記念物(植物)	未指定、三春さくらの会指定名木
26	芹ヶ沢桜	記念物(植物)	未指定、三春さくらの会指定名木
27	貝山薬師桜	記念物(植物)	未指定、三春さくらの会指定名木

課題

- ・桜の分布や種別、大きさ、樹齢等が正確に把握できておらず、管理が行き届いていません。
- ・三春滝ザクラの苗木生産技術、育成技術が継承されていません。
- ・桜の周辺環境が荒廃して生育を妨げる竹木が繁茂しており、また観光客向けの整備が行われていません。

方針

- ・桜の調査を推進し、保存・管理のための台帳を整備し、管理を行う所有者・管理団体を支援します。
- ・三春滝ザクラの苗木生産技術、後継樹の育成技術の向上・継承を支援します。
- ・桜の生育を妨げる竹木の伐採や、観光客向けの案内や駐車場等の整備を検討・支援します。

措置													
番号	新規/ 継続	名称	主な 財源	主体					実施時期				
				町	団	所	地	民	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
A-1	新規	桜の現況調査	町費	◎ 生	◎	○	○	○					
		桜の古木や大木を中心に、分布や種別、大きさ等を調査し、さらに、生育状況や周辺環境を含めた台帳整備を推進します。											
A-2	新規	三春滝ザクラの3D モデルの構築	町費 国費	◎ 生									
		三春滝ザクラ管理を正確に実施するため、幹や枝と支柱・柵の関係がわかる3D モデル構築を検討します。											
A-3	新規	三春滝ザクラ保存活用計画の検討	町費 国費	◎ 生	○								
		三春滝ザクラの中長期的な保存活用計画について検討します。											
A-4	新規	三春滝ザクラ後継樹の選定・育成支援事業	町費	◎ 生産	○	○							
		三春滝ザクラの後継となる木を選定し、三春さくらの会等と協力し、その育成を支援します。											
A-5	新規	三春滝ザクラ子孫樹生産支援事業	町費	◎ 生産	○	○	○						
		三春滝ザクラの苗木生産者を育成し、生産者団体の組織化を支援します。											
A-6	新規	滝ザクラを守る会の支援	町費	◎ 教									
		中郷小学校で行っている「滝ザクラを守る会」の活動を、小学校再編後も承継していきます。											
A-7	継続	地域の桜保存団体への支援	町費	○ 生	◎								
		滝桜保存会や南成田の大桜を守る会のほか、地域の桜を保存する団体の創設・活動を支援します。											
A-8	継続	文化財サイン整備事業 【措置 11-1 再掲】	国費 町費	◎ 生		○		○					
		指定等文化財の案内・解説標示に加え、宝物を案内するサインについて、その配置やデザインを統一して検討し、整備を進めます。											
A-9	新規	文化財周辺環境整備事業 【措置 11-2 再掲】	町費	○ 生		◎	○						
		桜の生育や景観に影響を与える竹木の伐採等の周辺環境や、駐車場等の便益施設の整備を検討し、所有者等が行う事業を支援します。											

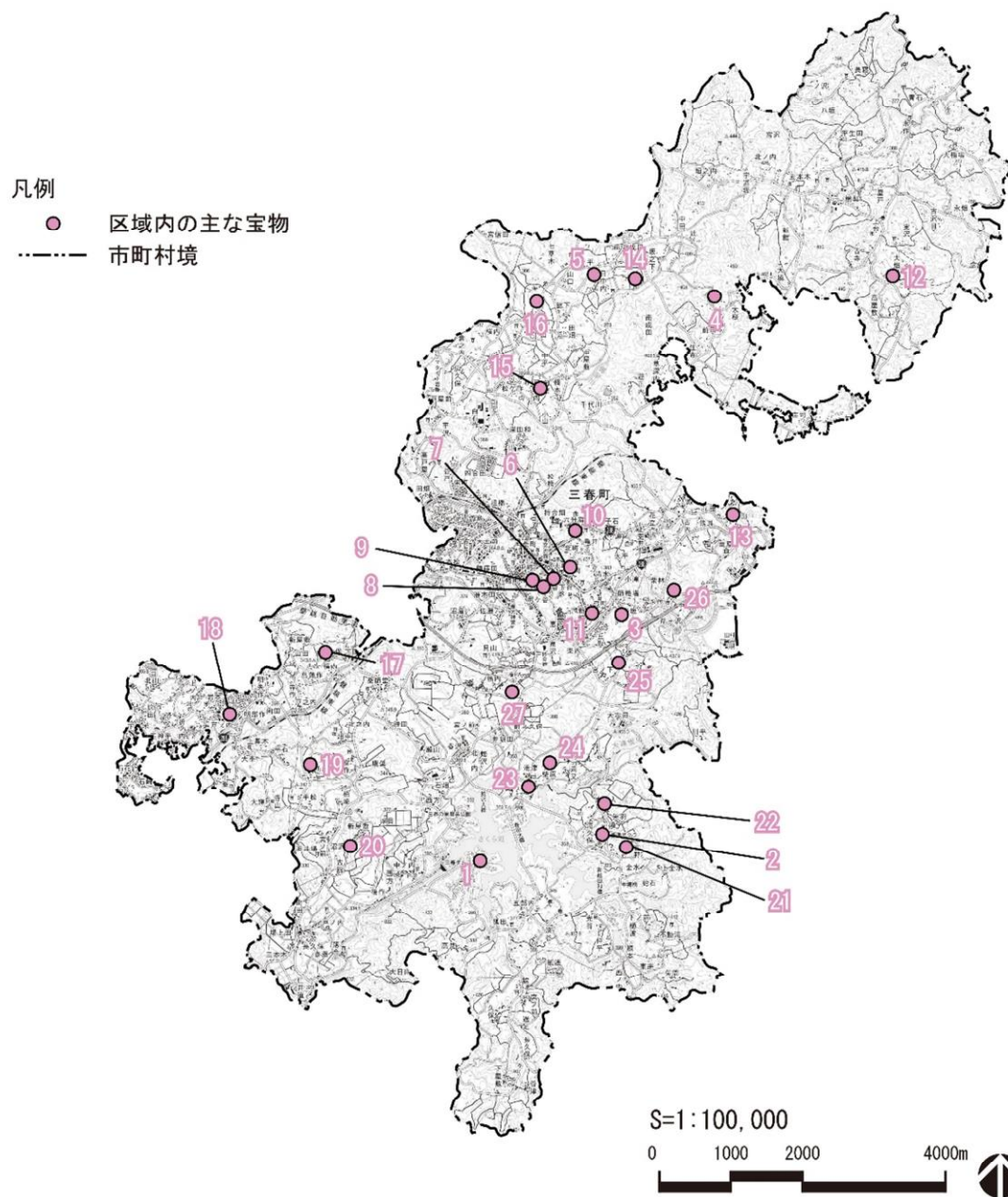


図 8-2 : 関連文化財群 (1)「春の三春を彩る桜」を構成する宝物の位置

(2)寺社に息づく多様な祈り

概要

三春町は、祈りの場としての寺社等が多いだけでなく、様々な形状や色彩に象られた祈りの道具が、長年にわたり多様な階層から奉納され、それらが社会の変遷の影響を受け、形を変えながら現在に多数伝わっています。

ストーリー

三春城下町をはじめ周辺農村に、たくさんの寺社等が建立・勧請され、坂上田村麻呂の由緒を持つ寺社も少なくありません。ここでは、領主や武士、町人、農民など、様々な階層の人々が信仰し、祈りを捧げました。その際、仏像や仏画に加え、絵馬や巡礼札など、様々な信仰に関わる品々が奉納され、さらにそれを納める建造物も多彩な装飾を駆使して建設されました。優美で繊細な美術品もあれば、豪壮な建造物や素朴な工芸品まで、時代の流れで変容しながら、多彩な祈りが捧げられ、地域の文化・経済が振興しました。



写真 8-2 : 古四王堂（町指定）

群を構成する宝物一覧

番号	名称	類型	所蔵寺社	指定等
1	古四王堂、附棟札一枚	有形文化財(建造物)	真照寺	町指定
2	田村大元神社表門、附棟札一枚	有形文化財(建造物)	田村大元神社	町指定
3	田村大元神社境内末社八幡神社・熊野神社	有形文化財(建造物)	田村大元神社	町指定
4	十二天図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	真照寺	町指定
5	八大祖师図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	真照寺	町指定
6	釈迦出山草座図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	高乾院	町指定
7	復庵宗己頂相	有形文化財(美術工芸品・絵画)	福聚寺	町指定
8	徳田研山好時筆愛染明王図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	個人	町指定
9	木造阿弥陀如来立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	光岩寺	県指定
10	木造金剛力士像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	田村大元神社	町指定
11	本尊脇侍木造法然・善導立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	光岩寺	町指定
12	延命地藏(甘露地藏)	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	法蔵寺	町指定
13	木造阿弥陀如来坐像(胎内仏)	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	法蔵寺	町指定
14	木造阿弥陀如来坐像(本尊)	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	法蔵寺	町指定
15	木造阿弥陀如来坐像(丈六仏)	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	州伝寺	町指定
16	木造不動明王立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	真照寺	町指定
17	木造帝釈天立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	真照寺	町指定
18	木造四天王立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	真照寺	町指定
19	木造聖徳太子立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	真照寺	町指定
20	木造地藏菩薩坐像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	天沢寺	町指定
21	木造釈迦如来坐像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	高乾院	町指定
22	木造十一面観音像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	福聚寺	町指定
23	木造正観音像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	東光寺観音堂	町指定
24	子安薬師厨子	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	光明寺薬師堂	町指定
25	銅製松喰鶴鏡	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	田村大元神社	国認定
26	華鬘一對二面	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	高木神社	町指定
27	華鬘一面	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	高木神社	町指定
28	銅鏡	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	高木神社	町指定
29	銅鐙	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	高木神社	町指定
30	舍利塔、附文書2通	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	高乾院	町指定
31	一元紹碩墨跡	有形文化財(美術工芸品・書跡)	福聚寺	町指定
32	物外紹播墨跡	有形文化財(美術工芸品・書跡)	福聚寺	町指定
33	月船禅慧遺偈	有形文化財(美術工芸品・書跡)	高乾院	町指定
34	高乾院所蔵文書	有形文化財(美術工芸品・典籍)	高乾院	町指定
35	田村氏提書、附大般若経(残欠)	有形文化財(美術工芸品・古文書)	福聚寺	県指定
36	四種護摩口伝写	有形文化財(美術工芸品・歴史資料)	真照寺	町指定

番号	名称	類型	所蔵寺社	指定等
37	大師御口決	有形文化財(美術工芸品・歴史資料)	真照寺	町指定
38	瑜祇経口伝	有形文化財(美術工芸品・歴史資料)	真照寺	町指定
39	三宝院伝法灌頂私記写	有形文化財(美術工芸品・歴史資料)	真照寺	町指定
40	安居闍衆名簿	有形文化財(美術工芸品・歴史資料)	高乾院	町指定
41	光格天皇御宸翰	有形文化財(美術工芸品・歴史資料)	高乾院	町指定
42	高乾院寺法	有形文化財(美術工芸品・歴史資料)	高乾院	町指定
43	湊福寺史料	有形文化財(美術工芸品・歴史資料)	高乾院	町指定
44	高乾院所蔵印證	有形文化財(美術工芸品・歴史資料)	高乾院	町指定
45	福聚寺所蔵印證	有形文化財(美術工芸品・歴史資料)	福聚寺	町指定
46	天日鷲神社奉納絵馬一面	民俗文化財(有形の民俗文化財)	天日鷲神社	町指定
47	天日鷲神社奉納絵馬一面	民俗文化財(有形の民俗文化財)	天日鷲神社	町指定
48	厳島神社奉納祭礼絵馬	民俗文化財(有形の民俗文化財)	厳島神社	町指定
49	馬頭観音堂奉納絵馬九面	民俗文化財(有形の民俗文化財)	華正院	町指定
50	三春大神宮奉納絵馬一面	民俗文化財(有形の民俗文化財)	三春大神宮	町指定
51	三春大神宮奉納絵馬九面	民俗文化財(有形の民俗文化財)	三春大神宮	町指定
52	三春大神宮奉納白馬像	民俗文化財(有形の民俗文化財)	三春大神宮	町指定
53	秋田氏御廟(位牌堂等)	記念物(遺跡)	高乾院	町指定
54	秋田氏の墓	記念物(遺跡)	龍穩院	町指定
55	加藤氏の墓	記念物(遺跡)	光岩寺	町指定
56	田村氏三代の墓	記念物(遺跡)	福聚寺	町指定
57	松下氏三代の墓	記念物(遺跡)	州伝寺	町指定

課題

- ・寺社の建造物や所蔵する宝物の実態が、正確に把握できていません。
- ・人口減少等により、寺社の建造物や所蔵品の防災・防犯が行き届いていません。
- ・寺社の建造物や所蔵品の価値が、地域住民に理解されていません。
- ・寺社の建造物や所蔵品について、観光客等への周知が進んでいません。

方針

- ・寺社の建造物や絵馬等の所蔵品の調査を行い、台帳を整備することで、未指定文化財の価値付けを推進します。
- ・寺社の建造物や所蔵品の防災・防犯体制や設備の整備を進めます。
- ・寺社の建造物や所蔵品について、地域や学校、展示や出版、イベント等での利活用を推進し、地域住民の理解を深めます。
- ・寺社の建造物や所蔵品の情報を充実させ、イベントや SNS 等での情報発信を推進し、観光客等へ周知します。

措置

番号	新規/ 継続	名称	主な 財源	主体					実施時期				
				町	団	所	地	民	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
B-1	新規	寺社等の現況調査	町費	◎ 生	○	○	○	○					
		寺社等の建造物や所蔵する資料の現況調査を行い、台帳を整備します。											
B-2	新規	絵馬の調査・保存事業	町費	◎ 生		○							
		寺社に多数伝わる算額・句額を含めた絵馬の現況を調査し、保存・活用について検討します。											
B-3	継続	資料のデジタル化推進 【措置 2-3 再掲】	町費	◎ 生		○							
		寺社の建造物や所蔵品のデジタル化を推進します。											
B-4	新規	三春の宝物登録・認証制度の検討 【措置 3-2 再掲】	町費	◎ 生	○	○	○						
		未指定文化財の中で一定の価値が認められるものを保護するため、登録・認証制度を創設します。											

B-5	継続	指定等文化財修理支援事業 【措置 6-2 再掲】	町費	○ 生	◎	◎								
		指定等文化財やその用具の修理について支援し、新たに登録・認証された宝物への助成を検討します。												
B-6	継続	文化財防火事業 【措置 7-2 再掲】	町費	◎ 生ま		○	○	○						
		宝物にかかる防火査察や消火訓練の実施を支援します。												
B-7	新規	防災・防犯支援事業 【措置 7-3 再掲】	町費	◎ 生ま		○	○	○						
		寺社等を対象に、宝物の防災・防犯計画の作成を支援し、対策設備設置に対する支援を検討します。												
B-8	新規	まるごとミュージアムの推進 【措置 10-4 再掲】	町費	◎ 生		○	○	○						
		寺社等での展示公開について、その内容や方法、設備について支援します。												
B-9	継続	文化財サイン整備事業 【措置 11-1 再掲】	町費	◎ 生		○		○						
		指定等文化財の案内・解説標示に加え、宝物を案内するサインについて、その配置やデザインを統一して検討し、整備を進めます。												
B-10	新規	文化財周辺環境整備事業 【措置 11-2 再掲】	町費	○ 生		◎	○							
		所有者等が行う宝物周辺の駐車場や便益施設の整備を検討し、支援します。												
B-11	継続	観光マップ・冊子作成事業 【措置 12-2 再掲】	県費 町費	◎ 産	○									
		観光客向けの案内図や冊子の作成を検討します。												
B-12	継続	観光プランニング事業 【措置 12-3 再掲】	県費 町費	○ 産	◎	○	○							
		宝物を巡る観光コースや体験、イベント等を企画・検討します。												

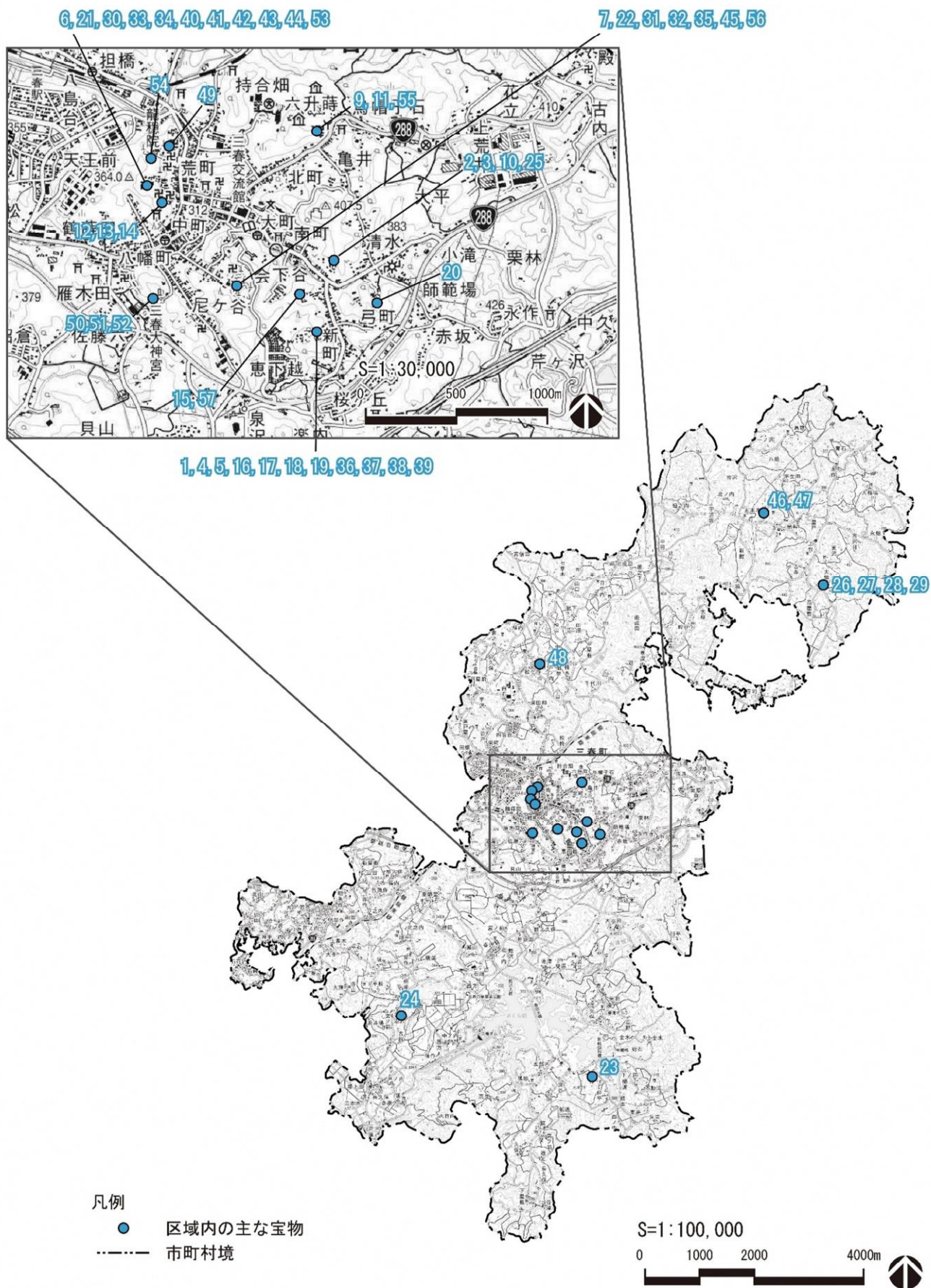


図 8-3：関連文化財群 (2)「寺社に息づく多様な祈り」を構成する宝物の位置

(3)地域に培われた行事と祭り

概要

三春町は、伝統三春盆踊りや田村大元神社の長獅子舞など、年間を通して寺社や地域に伝えられた様々な祭りが催されるとともに、各地域や各家に季節毎の年中行事が伝わっており、それらが暮らしに彩りを添えています。

ストーリー

三春の1年は、西方の水かけ祭で始まります。だるま市や節分、ひな祭り、春の彼岸が一段落すると、梅・桃・桜が花開く春を迎えます。端午の節句を経て、田植えが終わると夏祭りで、新町や荒町の長獅子が辻々を舞います。8月になると各所に盆踊りの櫓が建ち、地蔵盆、秋の彼岸と続いて、稲刈りが終わると秋祭りで、各地で三匹獅子舞や太々神楽が披露され、雪が散らつく季節になると、新しい年を迎える準備を始めます。こうした祭りや年中行事を地域で継承することで、三春の歳時記が編まれます。



写真 8-3：伝統三春盆踊り（町指定）

群を構成する宝物一覧

番号	名称	類型	指定等
1	蔵島神社奉納祭礼絵馬	民俗文化財(有形の民俗文化財)	町指定
2	富沢愛宕神社の神楽面、神職冠	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定
3	見渡神社の獅子頭	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定
4	垢潜三匹獅子舞	民俗文化財(無形の民俗文化財)	町指定
5	高木神社の三匹獅子舞	民俗文化財(無形の民俗文化財)	町指定
6	田村大元神社の三匹獅子舞	民俗文化財(無形の民俗文化財)	町指定
7	樋渡の三匹獅子舞	民俗文化財(無形の民俗文化財)	町指定
8	蛇石の三匹獅子舞	民俗文化財(無形の民俗文化財)	町指定
9	田村大元神社の長獅子舞	民俗文化財(無形の民俗文化財)	町指定
10	八幡神社の長獅子舞	民俗文化財(無形の民俗文化財)	町指定
11	八雲神社の長獅子舞	民俗文化財(無形の民俗文化財)	町指定
12	斎藤の太々神楽	民俗文化財(無形の民俗文化財)	町指定
13	富沢太々神楽	民俗文化財(無形の民俗文化財)	町指定
14	直毘神社の太々神楽	民俗文化財(無形の民俗文化財)	町指定
15	伝統三春盆踊り	民俗文化財(無形の民俗文化財)	町指定
16	西方の水かけ祭	民俗文化財(無形の民俗文化財)	町指定
17	三春大神宮の秋祭り(三春各地区山車・囃子・神輿)	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
18	蔵島神社の太々神楽(祭礼行列)	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
19	庄司の太々神楽	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
20	盆踊り(こども盆踊り)(岩江地区)	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
21	盆踊り(沢石地区)	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
22	一時地蔵尊の御霊まつり	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
23	身代り地蔵尊祭り	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
24	甘酒祭り	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
25	伊勢講	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
26	お釜講	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
27	天神講	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
28	古峰神社講	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
29	しめ縄もじり	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
30	念仏講・数珠回し	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
31	「御祭(おまつり)」	その他(地名)	未指定
32	「踊り場(おどりば)」	その他(地名)	未指定

課題													
・継承が困難な民俗芸能やすでに継承されなくなった民俗芸能等を含め、伝統行事の現況が把握されていません。 ・少子高齢化や人口減少、社会状況の変化により、後継者が不足しています。 ・民俗芸能や伝統行事に使用する用具の老朽化が進んでいます。 ・民俗芸能等について、周知や情報発信が進んでいません。													
方針													
・伝統行事の現況を調査し、継承が困難な宝物は映像や音声、文字等で記録保存を図ることで、現況を把握します。 ・後継者を育成・確保するための方策を検討します。 ・民俗芸能や伝統行事に使用される用具の修理を支援します。 ・民俗芸能等の学習や公開の機会を増やすとともに、SNS 等も使った情報発信を推進します。													
措置													
番号	新規/ 継続	名称	主な 財源	主体					実施時期				
				町	団	所	地	民	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
C-1	継続	伝統行事の現況調査	町費	◎ 生	○	○	○	○					
		地域に伝わる民俗芸能や年中行事の現況調査を推進します。											
C-2	継続	資料のデジタル化推進事業 【措置 2-3 再掲】	町費	◎ 生	○	○							
		すでに失われた行事等を中心に記録や資料のデジタル化を推進します。											
C-3	継続	伝統芸能等映像記録事業	国費 町費	◎ 生	○	○	○	○					
		無形の民俗文化財の映像記録作成を推進します。											
C-4	継続	文化財保護関連団体育成事業 【措置 6-1 再掲】	町費	◎ 生	○	○	○						
		文化財保護関連団体への育成交付金を継続し、内容の充実を検討します。											
C-5	新規	伝統芸能等継承団体支援事業	町費	◎ 生	○	○							
		伝統芸能や地域行事を継承する団体の組織化を支援します。											
C-6	継続	指定等文化財修理支援事業 【措置 6-2 再掲】	国費 町費	○ 生	◎	◎							
		指定等文化財及び伝承のための用具の修理について支援します。											
C-7	継続	地域学習の推進 【措置 8-2 再掲】	町費	◎ 教			○						
		地域と学校の連携による地域ぐるみの学習体制を構築し、地域の歴史や文化について学ぶ機会の充実を図り、体験学習を推進します。											
C-8	新規	民俗芸能公開支援事業	町費	◎ 生	○	○							
		民俗芸能等の発表会や現地での公開を支援します。											
C-9	継続	情報発信推進事業 【措置 13-1 再掲】	町費	◎ 生総	○								
		町広報誌・ホームページ・SNS 等を利用した情報発信の充実を図り、伝統芸能や行事の開催等タイムリーな発信につとめます。											
C-10	継続	情報連携 PR 事業 【措置 13-4 再掲】	町費	◎ 総	○								
		外部機関と連携した PR について検討・推進します。											

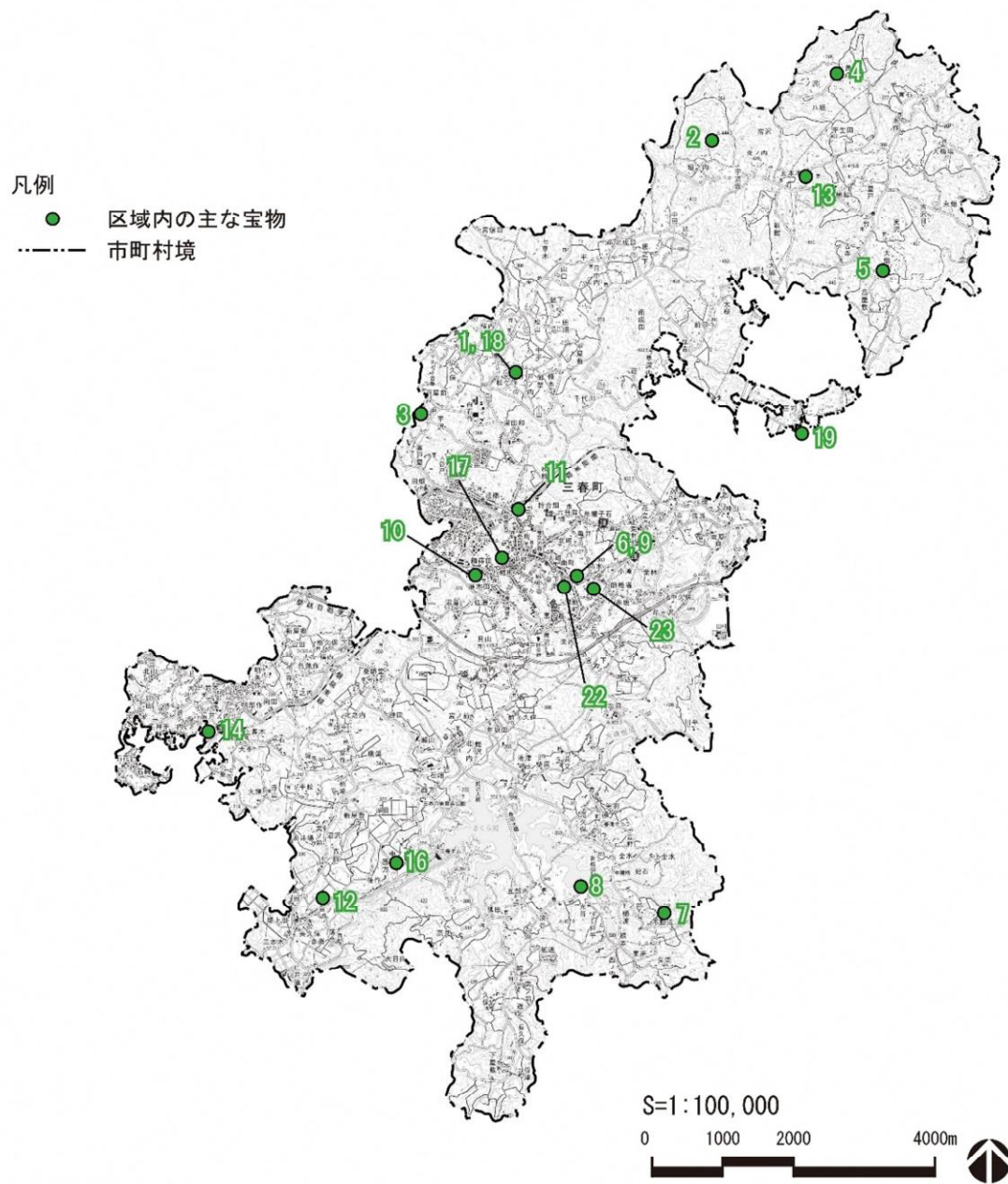


図 8-4 : 関連文化財群 (3) 「地域に培われた行事と祭り」を構成する宝物の位置
※特定できるもののみ図示

第9章 文化財保存活用区域

1. 文化財保存活用区域の考え方

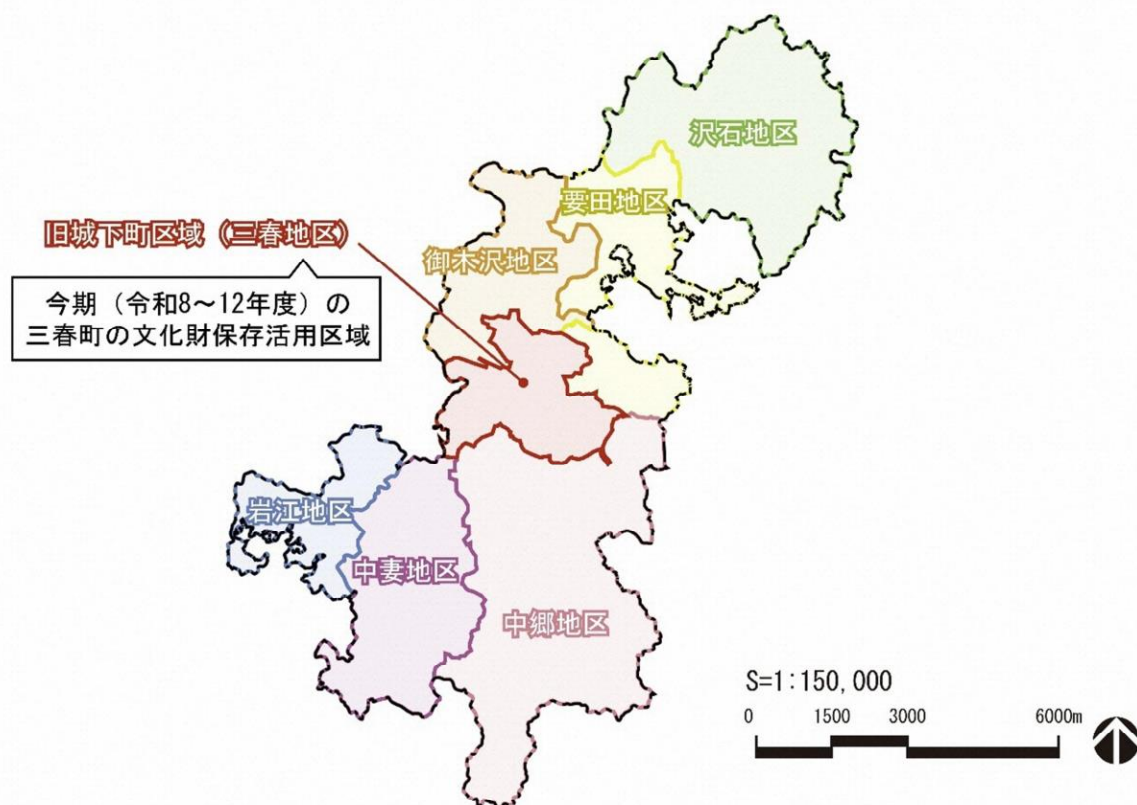
「文化財保存活用区域」とは、特定の範囲に集積している文化財を、その周辺環境を含め、面的に保存・活用するための計画区域です。区域を設定することで、文化的・魅力的な空間の創出が期待されます。

三春町は、合併前の旧町村に由来する7つの地区から構成されており、第1章や第2章に示したように、それぞれの地区で自然的・地理的環境や社会的状況、歴史的背景、宝物に特徴があります。7地区ではまちづくり協会、さらにその中の47の行政区では町内会が組織され、町民主体のまちづくりが進められています。

第5章の将来像にも示したように、三春町では、町民一人ひとりが、自分たちが暮らす地域を中心に、町の歴史を背景に生まれた宝物に関心を持ち、それらが失われないよう支え合って取り組んでいくことを目指します。そのために、すでに町民同士が連携している7地区を単位として、宝物の価値を共有し、保存・活用を進め、地域特有の歴史や文化を将来に受け継ぐものとして、文化財保存活用区域を設定します。

初めての取組となる今期（令和8(2026)～12(2030)年度）は、城下町としての特性を形成した中世以降の歴史の核である三春城や、当時つくられた寺社、美術工芸品等が集積する三春地区を、三春町の歴史にとって特に重要な地区と位置付け、先行して文化財保存活用区域を設定します。

次期以降は、三春地区以外の6地区について文化財保存活用区域を順次増やし、各地区の魅力を体現する宝物の保存・活用を進めていきます。



2. 三春町の文化財保存活用区域

(1)旧城下町区域(三春地区)

概要

三春地区は、三春町の中心に位置し、三春城跡と旧城下町からなる地区で、宝物が集中して伝わり、三春町の歴史文化を代表する区域です。

説明

永正元(1504)年に田村義顕が三春に居城を移して以来、三春城下町は田村地方や三春藩の中心地になりました。そこには武家が集住し、武家の暮らしを支える商工業者、それらの精神文化を司る寺社等の宗教勢力も集まり、経済・文化も発達しました。また、周辺農村で生産された馬や蚕、葉煙草をはじめ、城下の人々の暮らしを支える物産が集められるとともに、学校や寺社も創設され、マチとムラの人々が交流することで、様々な宝物が創出され、現在に継承されています。



写真 9-1：城山と旧城下町

区域内の主な宝物一覧

番号	名称	類型	指定等
1	古四王堂、附棟札一枚	有形文化財(建造物)	町指定
2	藩講所明徳堂表門、附扁額一面	有形文化財(建造物)	町指定
3	木造阿弥陀如来立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	県指定
4	木造金剛力士像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	町指定
5	木造四天王立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	町指定
6	銅製松喰鶴鏡	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	国認定
7	高乾院所蔵文書	有形文化財(美術工芸品・典籍)	町指定
8	田村氏掟書、附大般若經(残欠)	有形文化財(美術工芸品・古文書)	県指定
9	秋田一季氏寄贈一括資料	有形文化財(美術工芸品・歴史資料)	町指定
10	宝永四年三春城下絵図	有形文化財(美術工芸品・歴史資料)	町指定
11	松下時代三春城下絵図	有形文化財(美術工芸品・歴史資料)	町指定
12	三春城起こし絵図	有形文化財(美術工芸品・歴史資料)	町指定
13	三春城鯨瓦	有形文化財(美術工芸品・歴史資料)	町指定
14	龍穩院の姫駕籠	有形文化財(美術工芸品・歴史資料)	町指定
15	馬頭観音堂奉納絵馬九面	民俗文化財(有形の民俗文化財)	町指定
16	三春大神宮奉納白馬像	民俗文化財(有形の民俗文化財)	町指定
17	八幡神社の長獅子舞	民俗文化財(無形の民俗文化財)	町指定
18	秋田氏御廟(位牌堂等)	記念物(遺跡)	町指定
19	三春城跡	記念物(遺跡)	町指定
20	近世追手門前通り遺跡群	記念物(遺跡)	未指定

課題

- ・未指定文化財や近現代建造物、風景等の宝物の現況や詳細の正確な把握、価値付けができていません。
- ・三春城跡の詳細がわからず、価値付けや十分な保存整備・活用が行われていません。
- ・宝物の価値が、地域住民に理解されていません。
- ・宝物について、観光客等への周知が進んでいません。

方針

- ・未指定文化財や近現代建造物、風景等の宝物の現況や詳細について調査を推進し、登録・認証制度や商標登録を検討します。
- ・三春城跡の総合的な調査を推進し、成果を取りまとめ、保存整備・活用を検討します。
- ・宝物の展示や講座、出版、現地での解説等を推進し、地域住民の理解を深めます。
- ・宝物についての情報発信を強化して、観光客等への周知に努めます。

措置													
番号	新規/ 継続	名称	主な 財源	主体					実施時期				
				町	団	所	地	民	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
D-1	新規	未指定文化財の把握調査 【措置 1-1 再掲】	町費	◎ 生	○	○	○	○					
		把握調査が不足、あるいは未実施である美術工芸品、無形文化財、有形の民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群、文化財の保存技術、その他の宝物から優先的に、未指定文化財の把握調査を行います。											
D-2	継続	三春城跡の総合的な調査	国費 町費	◎ 生									
		三春城跡について、考古・文献・地質・植生等の総合的な調査を推進し、今後の保存・管理の基礎資料とします。											
D-3	新規	近現代建造物調査 【措置 1-2 再掲】	町費	◎ 生		○							
		将来の宝物となる魅力的な近現代建造物の分布調査を推進します。											
D-4	新規	三春の風景記録事業 【措置 2-5 再掲】	町費	◎ 生			○	○					
		現在の三春町の景色を、写真や図面等で記録し、公開に向けて整理を推進します。											
D-5	新規	三春の宝物登録・認証制度の検討 【措置 3-2 再掲】	町費	◎ 生	○	○	○						
		未指定文化財の中で一定の価値が認められる宝物を保護するため、登録・認証制度を創設します。											
D-6	新規	三春の宝物商標登録の検討 【措置 3-3 再掲】	町費	◎ 生産	○	○							
		宝物の商標登録を検討します。											
D-7	継続	三春城跡保存整備・活用の検討	町費	◎ 生建		○							
		三春城跡(町指定)の保存や整備、活用、復元についての計画を検討します。											
D-8	新規	資料館等施設改修の検討 【措置 5-1 再掲】	町費	◎ 生									
		既存施設での展示・収蔵方法や改修について検討します。											
D-9	新規	公共施設等利活用の検討 【措置 5-2 再掲】	町費	◎ 生ま			○	○					
		空家等の利用されていない建築物について、展示・収蔵施設としての利活用を検討します。											
D-10	継続	三春城・城下町 AR・VR 事業の推進	県費 町費	◎ 産	○								
		三春城と城下町の AR と VR を利用した観光交流事業を推進します。											
D-11	継続	三春の宝物ガイド支援事業 【措置 9-3 再掲】	町費	○ 生産	◎								
		宝物を案内するガイドの組織を支援します。											
D-12	継続	文化財サイン整備事業 【措置 11-1 再掲】	町費	◎ 生		○		○					
		指定等文化財の案内・解説標示に加えて、宝物を案内するサインについて、その配置やデザインを統一して検討し、整備を進めます。											
D-13	継続	PR キャラクター事業 【措置 13-3 再掲】	町費	◎ 総	○								
		歴史上の偉人などをモデルにした PR キャラクターを使った情報発信の充実を図ります。											
D-14	継続	情報発信連携事業 【措置 13-4 再掲】	町費	◎ 総	○								
		外部の機関や団体と連携し情報発信を推進します。											

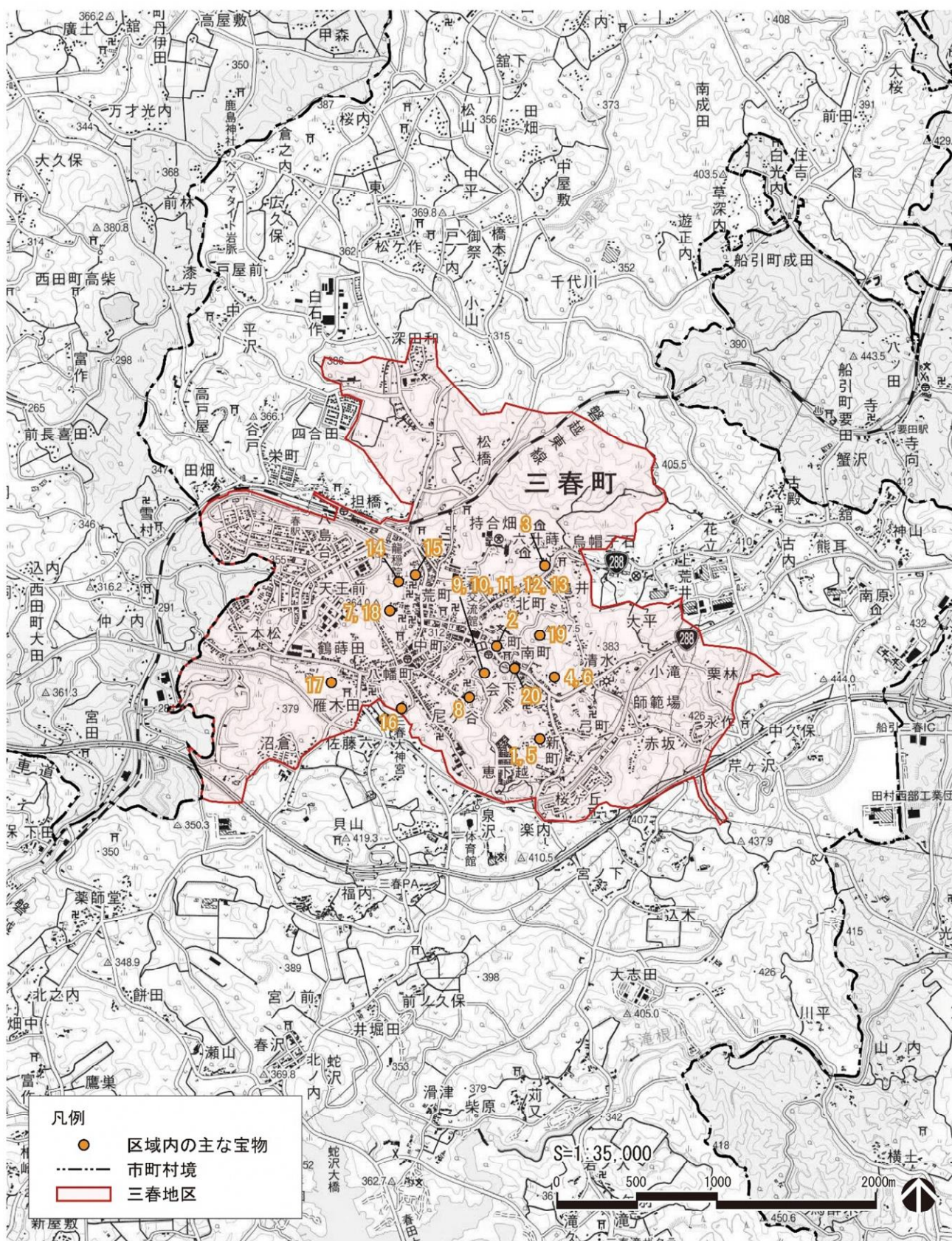


図 9-2：文化財保存活用区域「旧城下町区域」内の主な宝物の位置

第10章 宝物の保存・活用の推進体制

1. 計画の推進体制

宝物の保存・活用は、以下のような体制により実施しています。引き続き、三春町関係部局と連携を図りながら、文化庁の指導・助言、県文化財課の助言を仰ぎ、関係する団体、所有者、地域、町民が連携して取り組む体制作りを進めていきます。

表 10-1：三春町文化財保存活用地域計画の推進体制

三春町(行政)		
所管課	三春町教育委員会 生涯学習課 【主担当】歴史民俗資料館 【職員7名(内専門職員2名)】	・文化財の調査及び保護・指定に関すること。 ・三春町歴史民俗資料館・三春郷土人形館の常設・企画展示に関すること。 ・文化財関係団体の支援に関すること。
	【関連する措置】 (調査・研究)1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-1、2-2、2-3、2-4 (保存・管理)3-1、3-2、3-3、4-1、4-2、5-1、5-2、6-1、6-2、6-3 (防災・防犯)7-1、7-2、7-3、7-4 (体制構築)8-1、8-2、9-1、9-2、9-3、9-4 (普及・活用)10-1、10-2、10-3、10-4、11-1、11-2、12-4 (情報発信)13-1、13-2、13-3、13-4 (関連文化財群1)A-1、A-2、A-3、A-4、A-5、A-7、A-8、A-9 (関連文化財群2)B-1、B-2、B-3、B-4、B-5、B-6、B-7、B-8、B-9、B-10 (関連文化財群3)C-1、C-2、C-3、C-4、C-5、C-6、C-8、C-9 (文化財保存活用区域)D-1、D-2、D-3、D-4、D-5、D-6、D-7、D-8、D-9、D-11、D-12	
関係課	総務課	・行政情報管理、長期計画の作成管理、政策調整に関すること。
	【関連する措置】 (調査・研究)2-2 (体制構築)9-4 (情報発信)13-1、13-3、13-4 (関連文化財群3)C-9、C-10 (文化財保存活用区域)D-13、D-14	
	財務課	・財政、公有財産管理に関すること。
	まちづくり推進課	・地域振興・地方創生、災害対策、防犯対策に関すること。
	【関連する措置】 (保存・管理)5-2 (防災・防犯)7-2、7-3 (関連文化財群2)B-6、B-7 (文化財保存活用区域)D-9	
	産業課	・観光振興、地域物産の流通促進、観光振興団体支援に関すること。
	【関連する措置】 (保存・管理)3-3 (体制構築)9-3 (普及・活用)12-1、12-2、12-3 (関連文化財群1)A-4、A-5 (関連文化財群2)B-11、B-12 (文化財保存活用区域)D-6、D-10、D-11	
	建設課	・景観行政事務、都市施設維持管理、風致地区維持管理に関すること。
	【関連する措置】 (文化財保存活用区域)D-7	
	教育課	・学校教育、小中学校、高校及び地域との連携に関すること。
	【関連する措置】 (体制構築)8-2 (関連文化財群1)A-6 (関連文化財群3)C-7	
県(行政)		
福島県教育庁文化財課		・国・県指定文化財に関すること。 ・県文化財保存活用大綱に則った町との連絡・協力に関すること。 ・災害時相互応援協定に基づく歴史文化資源レスキュー活動に関すること。

団体	
文化財保護関連団体	・各団体に伝わる宝物の保存・継承・公開・活用に関すること。 (西方若連会、斎藤区(斎藤太々神楽保存会)、田村大元神社三匹獅子保存会、田村大元神社別火講中、八幡町若連、荒獅子保存会、樋渡三匹獅子舞保存会、上舞木御神楽講保存会、大町太鼓保存会、中町若連、厳島神社、三輪神社神楽保存会、滝桜保存会、南成田の大桜を守る会)
三春さくらの会	・町内の桜の保護・活用、桜の町の啓発による三春町の振興に関すること。
三春町和合会	・仏教を通じた三春町の振興に関すること。
三春町商工会	・文化財を活用した商工業の振興に関すること。
みはる観光協会	・文化財を活用した観光の振興に関すること。
三春町観光ガイドの会	・町外からの観光客への対応・啓発に関すること。
三春町歴史民俗資料館友の会	・三春の歴史文化の学習、及び資料館の運営支援に関すること。
生涯学習支援ボランティアの会	・生涯学習の実践とその活動支援に関すること。
株式会社三春まちづくり公社	・三春町の観光振興に関すること。
三春町内小学校・中学校	・三春の歴史文化の学習、及び将来の宝物の担い手育成に関すること。
福島県立田村高等学校	・三春町の振興に関すること。
郡山女子大学	・建造物を調査・活用することによる三春町の振興に関すること。
福島大学	・古文書を調査・活用することによる三春町の振興に関すること。
【関連する措置】 (調査・研究)1-1、2-2、2-3 (保存・管理)3-1、3-2、3-3、6-1、6-2 (体制構築)8-1、9-1、9-2、9-3 (普及・活用)12-1、12-2、12-3 (情報発信)13-1、13-2、13-3、13-4 (関連文化財群1)A-1、A-3、A-4、A-5、A-7、A-9 (関連文化財群2)B-1、B-4、B-5、B-11、B-12 (関連文化財群3)C-1、C-2、C-3、C-4、C-5、C-6、C-8、C-9、C-10 (文化財保存活用区域)D-1、D-5、D-6、D-10、D-11、D-13、D-14	
所有者	
宝物の所有者	・所有する宝物の保存・管理・公開・活用に関すること。
管理団体	・管理する宝物の保存・管理・公開・活用に関すること。
【関連する措置】 (調査・研究)1-1、1-2、1-4、1-5、2-3 (保存・管理)3-1、3-2、3-3、4-1、5-2、6-1、6-2、6-3 (防災・防犯)7-1、7-2、7-3、7-4 (普及・活用)10-3、10-4、11-1、11-2、12-1、12-3 (関連文化財群1)A-1、A-4、A-5、A-8、A-9 (関連文化財群2)B-1、B-2、B-3、B-4、B-5、B-6、B-7、B-8、B-9、B-10、B-12 (関連文化財群3)C-1、C-2、C-3、C-4、C-5、C-6、C-8 (文化財保存活用区域)D-1、D-3、D-5、D-6、D-7、D-12	
地域	
まちづくり協会(地区)	・地域の宝物の把握、所有者・管理団体等への連絡・協力に関すること。
町内会(行政区)	・地区での管理・継承する宝物の管理・活用、連絡・協力に関すること。
【関連する措置】 (調査・研究)1-1、1-3、1-5、2-2、2-4 (保存・管理)3-1、3-2、4-1、4-2、5-2、6-1 (防災・防犯)7-2、7-3 (体制構築)8-1、8-2、9-1 (普及・活用)10-3、10-4、11-2、12-1、12-3 (関連文化財群1)A-1、A-5、A-9 (関連文化財群2)B-1、B-4、B-6、B-7、B-8、B-10、B-12 (関連文化財群3)C-1、C-3、C-4、C-7 (文化財保存活用区域)D-1、D-4、D-5、D-9	
町民	
町民	・居住する地域、さらに町全体の宝物に関すること。
【関連する措置】 (調査・研究)1-1、2-4 (保存・管理)3-1 (防災・防犯)7-2、7-3 (体制構築)9-2 (普及・活用)10-4、11-1 (関連文化財群1)A-1、A-8 (関連文化財群2)B-1、B-6、B-7、B-8、B-9 (関連文化財群3)C-1、C-3 (文化財保存活用区域)D-1、D-4、D-9、D-12	

2. 計画の進捗管理と評価の体制

本計画の進捗管理及び評価は、以下の方法で進めます。

まず、三春町役場庁内において関係部局と連携する中で、各施策がより効果的かつ効率的に実施されるよう進捗管理を行います。

次に、庁外においては、関係する団体や所有者等を対象に、ヒアリングやアンケート調査等により意見を聴取し、計画内容の見直しの検討材料とします。

さらに、学識経験者や所有者・継承者、観光関係者等で構成され、計画案の協議と意見聴取を行った「三春町文化財保存活用地域計画策定協議会」を発展、名称変更した組織として「三春町文化財保存活用地域計画推進協議会（仮称）」を設置し、本計画の進捗管理や評価、見直しの必要性及びその内容の協議を行います。

こうした評価を、計画3年目（令和10(2028)年度）、4年目（同11(2029)年度）に実施し、それを元に5年目（同12(2030)年度）は第2期の計画を検討・作成し、令和13（2031）年度から次期計画を進めます。

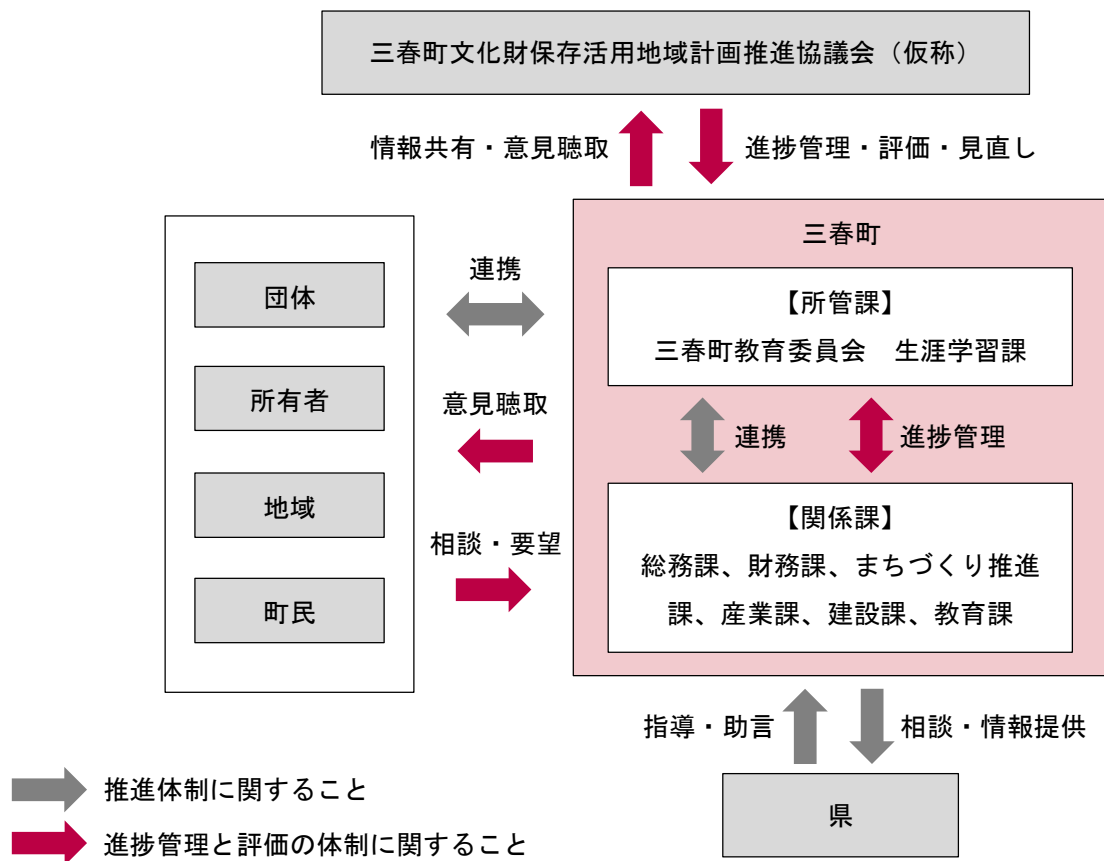


図 10-1：三春町の宝物の保存・活用の推進体制